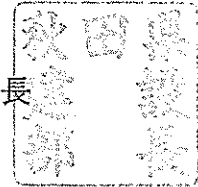


建 政 ー 2050
平成27年3月25日

関係団体の長 様

秋田県建設部長



入札時における見積内訳明細書の取扱いの見直し等に伴う入札契約
関係要綱等の改正について（通知）

県が発注する建設工事等の入札においては、入札参加者に対し、入札金額の内訳を記載した見積内訳明細書の提出を求めているところですが、県発注工事等の入札時における見積内訳明細書の取扱いについて定めた「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」（平成27年3月2日建政ー1900。以下「新要領」という。）が、平成27年4月1日から施行されます。

また、国においては、建設業法に基づく技術検定合格者の確認方法について、技術検定合格後、合格証明書の受領までの期間は、指定試験機関が通知する合格通知書の確認で足りるものとし、各都道府県等においても同様の取扱いとするよう、国土交通省大臣官房技術調査課長から「建設業法に基づく技術検定合格者の確認について」（平成27年1月8日国官技第208の2号。以下「国通知」という。）により要請があったところです。

新要領の施行及び国通知を踏まえた県発注工事の配置技術者の資格確認の取扱いの見直しに伴い、別紙のとおり、県発注工事等に係る入札契約関係要綱等を改正しましたので、お知らせします。

また、貴会会員に対する周知について御協力くださいますようお願いいたします。

（留意事項）

- 1 県発注工事の入札参加資格確認時における配置技術者の資格確認に関して、建設業法第27条第1項に規定する技術検定に合格した者が合格証明書を受領していない場合は、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は、合格通知書を確認することで足りることとします。
- 2 改正後の入札契約関係要綱等の規定は、平成27年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事等から適用します。

担当：秋田県建設部
建設政策課 建設業班
電話：018-860-2425
FAX：018-860-3800

27.3.26

1054

別紙

国官技第208号

国営計第84号

平成27年 1月 8日

北海道開発局	事業振興部長	殿
北海道開発局	営繕部長	殿
各地方整備局	企画部長	殿
各地方整備局	営繕部長	殿

大臣官房

技術調査課長

官庁営繕部計画課長

(公印省略)

建設業法に基づく技術検定合格者の確認について

これまで、建設業法第27条第1項に規定する技術検定に合格した者の確認については、同条第3項に規定する国土交通大臣が交付する合格証明書をもって確認してきたところです。

今般、試験制度運用の適正化を図る観点から、平成27年度試験より技術検定の受検に必要な実務経験年数の計算基準日を変更されることを踏まえ、技術検定の合格後、合格証明書の受領までの期間は、技術検定に合格した者の確認については、指定試験機関が通知する合格通知書の確認で足りるものとするので、発注関係事務の執行にあたっては、遺漏なきよう対応願います。

なお、合格通知書は、合格証明書発行までの暫定的な確認手段として用いることとし、合格証明書受領にあたって十分な期間（例えば、合格通知書の交付日より半年程度）が経過した後においては、合格証明書で合格の確認を行うことを原則としていますので留意願います。



別添 2

国官技第208の2号

平成27年 1月 8日

秋田県 建設部長 殿

国土交通省 大臣官房技術調査課長



建設業法に基づく技術検定合格者の確認について

これまで、建設業法第27条第1項に規定する技術検定に合格した者の確認については、同条第3項に規定する国土交通大臣が交付する合格証明書をもって確認してきたところです。

今般、試験制度運用の適正化を図る観点から、平成27年度試験より技術検定の受検に必要な実務経験年数の計算基準日が変更されることを踏まえ、技術検定の合格後、合格証明書の受領までの期間は、技術検定に合格した者の確認については、指定試験機関が通知する合格通知書の確認で足りるものとし、別紙のとおり各地方整備局等に周知したところです。

つきましては、貴殿においても、発注関係事務の執行にあたって、同様に取り扱いいただくようご協力願います。また、貴管下地方支分局や市区町村の発注部局へも周知いただくようお願いいたします。

なお、合格通知書は、合格証明書発行までの暫定的な確認手段として用いることとし、合格証明書受領にあたって十分な期間（例えば、合格通知書の交付日より半年程度）が経過した後においては、合格証明書で合格の確認を行うことを原則としていますので留意願います。



見積内訳明細書提出状況調

入札執行課所名：_____

1 建設工事

開札日	工事名	入札参加者	提出の有無	入札無効の理由	不適切な事項

注1) 落札候補者のうち、要領6(1)の規定により入札が無効となった者その他不適切な見積内訳明細書を提出した者※について、記載すること。

※例として、提出者名に誤記がある、建設工事の件名に誤記がある、工事価格と入札金額が一致しない、工事価格と内訳の合計額が一致しない等

注2) 「入札無効の理由」欄には、要領6に規定する無効事由を記載すること。また、「不適切な事項」欄には、それ以外の事由を簡潔明瞭に記載すること。

2 建設コンサルタント業務等

開札日	業務名	入札参加者	提出の有無	不適切な事項

注1) 落札候補者のうち、見積内訳明細書を提出しなかった者その他不適切な見積内訳明細書を提出した者※について、記載すること。

※例として、見積内訳明細書が白紙である、必要事項の記載がない、業務の件名に誤記がある、業務価格と入札金額が一致しない、業務価格と内訳の合計額が一致しない等

注2) 「備考」欄には、不適切な事項を簡潔明瞭に記載すること。

(別紙2) 見積内訳明細書の例 (建設コンサルタント業務等)

_____ あて

住 _____ 所 : _____

商号又は名称 : _____

氏 _____ 名 : _____

業務名 : _____

見積内訳明細書

費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
直接業務費									
	直接人件費				式				
		設計計画			人				
		現地踏査			〃				
		設計図作成			〃				
		協議資料作成			〃				
		概算工事費			〃				
		照査			〃				
		報告書作成			〃				
		(直接人件費計)							
	直接経費				式				
		事務用品費			〃				
		旅費交通費			〃				
		使用料及び損料			〃				
		その他直接経費			〃				
		(直接経費計)							
	(直接業務費計)								
間接業務費									
	技術経費				式				
諸経費									
	業務管理費				式				
	一般管理費等				式				
業務価格									

注) 建設コンサルタント業務等において提出を求める見積内訳明細書の内容が、上記の例によりがたい場合には、閲覧又は公告において提示する金抜設計書に対応した内容とすることができるものとする。

(別紙 1)

見積内訳明細書の例 (道路改良)

あて _____ 住 所 : _____
 商号又は名称 : _____
 氏 名 : _____
 工事名 : _____

見積内訳明細書

費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
改 良					式				
	土 工	切 土			//				
			土 砂		m ²				
			軟 岩		//				
		盛 土			//				
			利用土		//				
			採取土		//				
			購入土		//				
		土 羽 工			m ²				
			筋 芝		//				
			張 芝		//				
	路盤工				//				
		下 層 路 盤			//				
		上 層 路 盤			//				
	排水工				m				
		コンクリート側溝	U 型		//				
		//	L 型		//				
	雑工事				式				
		路 肩 処 理			//				
		取 付 道 路			箇所				
		ガードレール			m				
		用地境界杭			本				
直接工事費計									
	仮設費				式				
純工事費 計									
	現場管 理 費				式				
工事原価 計									
	一般管 理費等				式				
工事価格									

- ① 提出者の商号又は名称の記載がないもの
- ② 建設工事の件名の記載がないもの
- ③ 工事価格の記載がないもの
- ④ 入札金額の内訳の記載がないもの
- ⑤ その他提出者の商号又は名称に明らかな誤りがあるもの、建設工事の件名に明らかな誤りがあるもの又は工事価格と入札金額が著しく異なるもの

また、低入札価格調査制度を適用する建設工事においては、見積内訳明細書は、低入札価格調査における失格判断基準に該当するか否かを判断する際の根拠にもなるものであり、見積内訳明細書に記載された内訳により判断した結果、落札者とならないこともある。

(2) 建設コンサルタント業務等においては、法令上、見積内訳明細書の提出が義務づけられていないことを踏まえ、次のとおり、取り扱うものとする。

- ① 低入札価格調査制度を適用しない建設コンサルタント業務等においては、見積内訳明細書は、参考資料として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではないため、例えば、落札候補者において、見積内訳明細書を提出しなかった場合、見積内訳明細書が白紙であった場合、見積内訳明細書の総額と入札金額が一致しない場合その他の不備があると認められる場合であっても、それを理由として落札者としすることはできない。
- ② 低入札価格調査制度を適用する建設コンサルタント業務等においては、見積内訳明細書は、低入札価格調査における失格判断基準に該当するか否かを判断する際の根拠となるものであり、見積内訳明細書に記載された内訳により判断した結果、落札者とならないこともある。

7 入札参加者に対する指導等

- (1) 入札執行者は、落札決定後、不適切な見積内訳明細書を提出した者に対し、必要に応じて指導又は助言をすることができる。
- (2) 6 (1) の規定により入札を無効とされた者、建設コンサルタント業務等の入札において見積内訳明細書を提出しなかった者及び建設コンサルタント業務等の入札において6 (1) ①から⑤までのいずれかに相当する見積内訳明細書を提出した者は、以後の指名において考慮するものとする。

8 入札参加者に対する周知

建設工事等の入札のうち、一般競争入札及び条件付き一般競争入札にあつては入札公告及び入札説明書に、指名競争入札にあつては指名通知に、見積内訳明細書を提出することその他の必要な事項を明示するものとする。

附 則（平成27年3月2日建政－1900）

- 1 この要領は、平成27年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事等から適用する。ただし、6 (1) ⑤の規定は、当分の間、適用しない。
- 2 入札時における見積内訳明細書の取扱いについて（平成6年3月30日監－1734土木部長通知）は、廃止する。
- 3 県は、この要領の施行後1年を経過した場合において、要領6に規定する見積内訳明細書の具体的な取扱いについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

入札時における見積内訳明細書の取扱要領

1 目的

県が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）の入札執行者は、入札参加者の見積努力を促し、その請負代金の額によっては建設工事等の適正な施工等が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、この要領の定めるところにより、建設工事等の入札参加者に対し、入札金額の内訳を記載した書類（以下「見積内訳明細書」という。）の提出を求めるとともに、提出させた見積内訳明細書の内容の確認その他の必要な措置を講じるものとする。

2 見積内訳明細書の提出を求める建設工事等及び入札参加者の範囲

入札執行者は、全ての建設工事、予定価格の事前公表を行う建設コンサルタント業務等及び低入札価格調査制度を適用する建設コンサルタント業務等の入札において、全ての入札参加者に対し、見積内訳明細書の提出を求めるものとする。

3 見積内訳明細書の様式等

- (1) 建設工事のうち、土木工事にあつては、設計書における本工事費内訳書に準じた内容（別紙 1 参考）とし、建築・設備工事にあつては、別に定めるものとする。
- (2) 建設コンサルタント業務等にあつては、設計書における本業務費内訳書に準じた内容（別紙 2 参考）とする。
- (3) 上記 (1) (2) に定めるもののほか、見積内訳明細書は、提出者の商号又は名称、建設工事等の件名、工事価格又は業務価格及び入札金額の内訳が記載されているものでなければならない。

4 見積内訳明細書の提出方法

見積内訳明細書は、1 回目の入札に際し、入札書の提出方法に準じて提出させるものとする。

5 見積内訳明細書の内容の確認方法等

入札執行者は、入札終了後、落札候補者の見積内訳明細書について、その内容の確認を行い、6 (1) の規定により入札が無効となった者その他不適切な見積内訳明細書を提出した者がある場合は、その内容について見積内訳明細書提出状況調（様式 1）に記載するものとする。

なお、1 の目的の達成に資するため、入札執行者は、必要に応じて、落札候補者以外の見積内訳明細書の内容の確認を行うものとする。

6 見積内訳明細書の具体的な取扱い

- (1) 建設工事においては、建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号）第 2 条の規定による改正後の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 12 条及び第 13 条の規定の趣旨に鑑み、見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者の入札及び提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者の入札を無効とする。

入札参加にあたっての留意事項の一部改正について

入札参加にあたっての留意事項（平成6年3月30日監－1744）の一部を次のとおり改正する。

（新旧対照表のとおり）

（平成27年3月25日 建政－2050 一部改正（平成27年4月1日から適用）

入札参加にあたっての留意事項の一部改正新旧対照表

新	旧
3 見積内訳明細書の提出について 入札公告、入札説明書又は指名通知において、見積内訳明細書の提出が必要とされた工事にあつては、これを1回目の入札時に提出してください。 なお、<u>見積内訳明細書の取扱いについては、「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」（平成27年3月2日建政－1900）によるものとします。</u>	3 見積内訳明細書の提出について 入札公告、入札説明書又は指名通知において、見積内訳明細書の提出が必要とされた工事にあつては、これを1回目の入札時に提出してください。 なお、<u>見積内訳明細書は、低入札価格調査制度を適用しない工事にあつては、参考資料として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではありませんが、低入札価格調査制度を適用する工事にあつては、低入札価格調査における失格判断基準に該当するか否かを判断する際の根拠となることがあります。また、見積内訳明細書の様式は、建築工事及び建築設備工事の場合は別に示すものとし、それ以外の工事では本工事費内訳書に準じたものとします。</u>

建設工事等競争入札事務の取扱いの運用についての一部改正について

建設工事等競争入札事務の取扱いの運用について（平成6年3月30日監－1762）の一部を次のとおり改正する。

（新旧対照表のとおり）

（平成27年3月25日 建政－2050 一部改正（平成27年4月1日から適用）

建設工事等競争入札事務の取扱いの運用についての一部改正新旧対照表

新	旧
第7関係 1 第2項に規定する見積期間については、<u>建設業法第20条及び秋田県財務規則第158条の2の規定が根拠となっており、一般競争入札及び条件付き一般競争入札における見積期間の下限は、秋田県財務規則第158条の2の規定により5日間となる。</u> 2 第2項ただし書きの規定による見積期間の短縮は、<u>天災その他の不測の事態が発生し若しくは発生するおそれがある場合、入札不調による再度入札若しくは年度末における入札を執行する場合であって施工等に必要の期間を確保することが困難な場合等に限って行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、建設工事において見積期間の短縮を行うときは、法令上、入札時の見積内訳明細書の提出が義務づけられていることに鑑み、適正な見積内訳明細書の作成等に必要の期間の確保に努めなければならない。</u> 第27関係 第1項及び第2項の見積内訳明細書の提出に係る取扱いについては、<u>「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」（平成27年3月2日建政－1900）</u> <u>によるものとする。</u>	第7関係 第2項に規定する見積期間については、<u>建設工事にあつては建設業法によつてゐるが、製造及び建設コンサルタント業務等にあつては法令上の根拠がないため、これらの見積期間については、業務の内容に応じ契約担当者が定めるものとする。</u> 第27関係 第1項及び第2項の見積内訳明細書の提出に係る取扱いについては、<u>「入札時における見積内訳明細書の取扱いについて」（平成6年3月30日付け監－1734土木部長通知）によるものとする。</u>

<u>(2) ・ (3)</u> (略)	<u>(3) ・ (4)</u> (略)
2 ・ 3 (略)	2 ・ 3 (略)

建設工事等競争入札事務の取扱いの一部改正について

建設工事等競争入札事務の取扱い（平成４年２月２０日監－１６８７）の一部を次のとおり改正する。

（新旧対照表のとおり）

（平成２７年３月２５日 建政－２０５０ 一部改正（平成２７年４月１日から適用）

建設工事等競争入札事務の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
（見積期間） 第 7 建設工事等の入札に当たっては、入札価格を算出するために必要な期間（以下「見積期間」という。）を設けなければならない。 2 前項の見積期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは第 2 号及び第 3 号の期間を 5 日以内に限り短縮することができる。 （1） 1 件の予定価格が 5 百万円に満たない建設工事等については 1 日（一般競争入札及び条件付き一般競争入札にあっては 5 日） 以上 （2） 1 件の予定価格が 5 百万円以上 5 千万円に満たない建設工事等については 10 日以上 （3） 1 件の予定価格が 5 千万円以上の建設工事等については 15 日以上 3 （略） <u>削除</u> （その他） 第 27 入札執行者は、次の各号に掲げる建設工事等の入札において、入札参加者に見積内訳明細書を提出させるものとする。 （1） <u>全ての建設工事</u> — <u>削除</u>	（見積期間） 第 7 建設工事__の入札に当たっては、入札価格を算出するために必要な期間（以下「見積期間」という。）を設けなければならない。 2 前項の見積期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは第 2 号及び第 3 号の期間を 5 日以内に限り短縮することができる。 （1） 1 件の予定価格が 5 百万円に満たない建設工事__については 1 日 以上 （2） 1 件の予定価格が 5 百万円以上 5 千万円に満たない建設工事__については 10 日以上 （3） 1 件の予定価格が 5 千万円以上の建設工事__については 15 日以上 3 （略） 4 <u>製造、建設コンサルタント業務等にあっては、入札価格を算出するための期間を考慮し設定するものとする。</u> （その他） 第 27 入札執行者は、次の各号に掲げる建設工事等の入札において、入札参加者に見積内訳明細書を提出させるものとする。 （1） <u>請負対応額が 4,000 万円以上の建設工事</u> （2） <u>前号に掲げるもののほか、予定価格の事前公表を行う建設工事</u>

秋田県低入札価格調査取扱実施要領の一部改正について

秋田県低入札価格調査取扱実施要領（平成９年８月８日監－１３９７）の一部を次のとおり改正する。

（新旧対照表のとおり）

（平成２７年３月２５日 建政－２０５０ 一部改正（平成２７年４月１日から適用）

秋田県低入札価格調査取扱実施要領の一部改正新旧対照表

新	旧
別表（第３条関係） 失格判断基準（失格判断基準価格） 調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、次のいずれかに該当すること。 (1)・(2) （略） (3) _____ 提出された見積内訳明細書の記載の不備により、当該入札における見積内訳明細書上の純工事費に相当する額を算出することができないこと。	別表（第３条関係） 失格判断基準（失格判断基準価格） 調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、次のいずれかに該当すること。 (1)・(2) （略） (3) <u>見積内訳明細書の未提出又は提出された</u>見積内訳明細書の記載の不備により、当該入札における見積内訳明細書上の純工事費に相当する額を算出することができないこと。

設計・施工一括発注方式実施要綱の一部改正について

設計・施工一括発注方式実施要綱（平成１１年６月１６日監－９３５）の一部を次のとおり改正する。

（新旧対照表のとおり）

（平成２７年３月２５日 建政－２０５０ 一部改正（平成２７年４月１日から適用）

設計・施工一括発注方式実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
（様式４号） 【記載上の注意】 （２）資格については、確認できる検定試験合格証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。<u>なお、建設業法第２７条第１項に規定する技術検定に合格した者において、合格証明書を受領していない場合は、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は、合格証明書の写しに代えて合格通知書の写しを添付することで足りるものとする。この場合、当該資格の取得年月日及び番号に代えて、合格通知書の交付年月日を記載すること。</u>	（様式４号） 【記載上の注意】 （２）資格については、確認できる検定試験合格証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

予定価格の事後公表のモデル的試行に係る実施要綱の一部改正について

予定価格の事後公表のモデル的試行に係る実施要綱（平成２２年１０月２０日建管－１３７１）の一部を次のとおり改正する。

（新旧対照表のとおり）

（平成２７年３月２５日 建政－２０５０ 一部改正（平成２７年４月１日から適用）

予定価格の事後公表のモデル的試行に係る実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
（その他） 第５条 （略） ２・３ （略） ４ モデル的試行の適用対象工事では、入札事務の取扱い第２１の２の（３）の規定中、「最低制限価格」を「最低制限価格または調査基準価格」に、_____「入札した者」を「入札し、失格となった者」に_____ _____読み替える。 削除	（その他） 第５条 （略） ２・３ （略） ４ モデル的試行の適用対象工事では、入札事務の取扱い第２１の２の（３）の規定中、「最低制限価格」を「最低制限価格または調査基準価格」に、<u>また、「入札した者」を「入札し、失格となった者」に、第２７の１の（２）の規定中、「予定価格の事前公表を行う建設工事」を「予定価格の事前公表を行う建設工事及び予定価格の事後公表のモデル的試行に係る実施要綱（平成２２年１０月２０日建管－１３７１）（以下「事後公表モデル的試行要綱」という。）第２条に規定する対象工事」に、それぞれ読み替える。</u> ５ モデル的試行の適用対象工事では、入札時における見積内訳明細書の取扱いについて（平成６年３月３０日付け監－１７３４）２の規定中、「予定価格の事前公表を行うもの」を「予定価格の事前公表を行うもの及び事後公表モデル的試行要綱第２条に規定するもの」に読み替える。

条件付き一般競争入札公告文例の一部改正について

条件付き一般競争入札公告文例の一部を次のとおり改正する。

(新旧対照表のとおり)

(平成27年3月25日 建政-2050 一部改正 (平成27年4月1日から適用))

条件付き一般競争入札公告文例の一部改正新旧対照表

新	旧
○共通公告文 （共通・工事・価格競争型・単体） ５ 入札書等の提出等 (1)・(2) （略） (3) 見積内訳明細書の提出 見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。_____なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとし、<u>見積内訳明細書の取扱いについては「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」（平成２７年３月２日建政－１９００）によるものとする。</u> (4) （略）	○共通公告文 （共通・工事・価格競争型・単体） ５ 入札書等の提出等 (1)・(2) （略） (3) 見積内訳明細書の提出 見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。<u>（ただし、予定価格を入札公告時に公表しない場合を除く。）</u>なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとする。 (4) （略）
○共通公告文 （共通・工事・価格競争型・特定ＪＶ） ５ 入札書等の提出等 (1)・(2) （略） (3) 見積内訳明細書の提出 見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとし、<u>見積内訳明細書の取扱いについては「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」（平成２７年３月２日建政－１９００）によるものとする。</u> (4) （略）	○共通公告文 （共通・工事・価格競争型・特定ＪＶ） ５ 入札書等の提出等 (1)・(2) （略） (3) 見積内訳明細書の提出 見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとする。 (4) （略）

田県総合県税事務所長が発行する納税証明書 を提出させることにより確認するものとする。 2・3 (略)	域振興局長 _____が発行する納税証明書 を提出させることにより確認するものとする。 2・3 (略)
--	---

秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用についての一部改正について

秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用について（平成１９年３月２９日建管－２４２２）の一部を次のとおり改正する。

（新旧対照表のとおり）

（平成２７年３月２５日 建政－２０５０ 一部改正（平成２７年４月１日から適用）

秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用についての一部改正新旧対照表

新	旧
第１０条関係 １ （略） ２ 開札の結果、入札参加者が１者であった場合であっても、原則として、入札を打ち切らずに執行することとするが、この場合にあっては、あらかじめ公告においてその旨を明らかにするとともに、<u>地域要件の設定等において競争性の確保に十分留意するものとする。</u>	第１０条関係 １ （略） ２ 開札の結果、入札参加者が１者であった場合であっても、原則として、入札を打ち切らずに執行することとするが、この場合にあっては、あらかじめ公告においてその旨を明らかにするものとする。
第１２条関係 １～７ （略） ８ 低入札価格調査制度を適用する工事において、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、入札参加資格の確認を行った上で、低入札価格調査を行うものとする。ただし、上記工事のうち失格判断基準を適用する工事にあつては、次の手順により低入札価格調査を行うものとする。 (１) （略） (２) 落札候補者が基礎的要件を満たしている場合で<u>見積内訳明細書の未提出又は不備により入札を無効とされなかったときは、</u>(１)で確認された基礎的要件を満たす者の入札価格等に基づき、低入札価格調査（失格判断基準調査）を行う。 (３) （略） ９ （略）	第１２条関係 １～７ （略） ８ 低入札価格調査制度を適用する工事において、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、入札参加資格の確認を行った上で、低入札価格調査を行うものとする。ただし、上記工事のうち失格判断基準を適用する工事にあつては、次の手順により低入札価格調査を行うものとする。 (１) （略） (２) 落札候補者が基礎的要件を満たしている場合は、 (１)で確認 された基礎的要件を満たす者の入札価格等に基づき、低入札価格調査（失格判断基準調査）を行う。 (３) （略） ９ （略）
第１４条関係 １ 秋田県税に滞納がないことについては、<u>秋</u>	第１４条関係 １ 秋田県税に滞納がないことについては、<u>地</u>

秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の一部改正について

秋田県条件付き一般競争入札実施要綱（平成１９年３月２９日建管－２４２２）の一部を次のとおり改正する。

（新旧対照表のとおり）

（平成２７年３月２５日 建政－２０５０ 一部改正（平成２７年４月１日から適用）

秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
（様式第３号） １ 配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等表（略） ２ 資格については、確認できる検定試験合格証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。<u>なお、建設業法第２７条第１項に規定する技術検定に合格した者において、合格証明書を受領していない場合は、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は、合格証明書の写しに代えて合格通知書の写しを添付することで足りるものとする。この場合、当該資格の取得年月日及び番号に代えて、合格通知書の交付年月日を記載すること。</u>	（様式第３号） １ 配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等表（略） ２ 資格については、確認できる検定試験合格証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

11 入札に関する注意事項

(1) 略

(2) 見積内訳明細書の提出

入札者は、第1回の入札に際し、
_____見積内訳明細書

_____を提出すること。

なお、見積内訳明細書の取扱いについては、
「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」
(平成27年3月2日建政-1900)によ
るものとする。

(3) 略

(様式第3号)

[配置予定技術者の資格・工事経歴上の注意]

3. 資格については、確認できる検定試験合格
証明書、監理技術者資格者証及び監理技術
者講習修了証の写しを添付すること。なお、
建設業法第27条第1項に規定する技術検
定に合格した者において、合格証明書を受
領していない場合は、試験実施機関が発出
する合格通知書の交付日から半年程度の間
は、合格証明書の写しに代えて合格通知書
の写しを添付することで足りるものとし
る。この場合、当該資格の取得年月日及び
番号に代えて、合格通知書の交付年月日を
記載すること。

11 入札に関する注意事項

(1) 略

(2) 見積内訳明細書の提出

入札者は、第1回の入札に際し、数量、単
価及び金額を明らかにした見積内訳明細書
(設計図書における本工事費内訳書に準じた
内容のものとする。)を提出すること。

なお、見積内訳明細書は、参考資料として
提出を求めるものであり、入札及び契約上の
権利義務を生ずるものではない。

(3) 略

(様式第3号)

[配置予定技術者の資格・工事経歴上の注意]

3. 資格については、確認できる検定試験合格
証明書、監理技術者資格者証及び監理技術
者講習修了証の写しを添付すること。____

秋田県一般競争入札実施要綱の運用方針の一部改正について

秋田県一般競争入札実施要綱の運用方針（平成7年3月30日監－1726）の一部を次のとおり改正する。

(新旧対照表のとおり)

(平成27年3月25日 建政一2050 一部改正 (平成27年4月1日から適用))

秋田県一般競争入札実施要綱の運用方針の一部改正新旧対照表

新	旧
秋田県一般競争入札公告 4 入札手続等 (1) 担当部局 ア 略 イ 設計図書に関する事項 郵便番号010- <u>0951</u> 秋田市山王4-1-2 秋田県〇〇地域振興局総務企画部総務経理課 電話018-860-〇〇〇〇 (2)～(6) 略 5 その他 (1) (略) (2) 見積内訳明細書の提出 入札者は、第1回の入札に際し、 _____ 見積内訳明細書 _____ を提出すること。 <u>なお、見積内訳明細書の取扱いについては、「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」(平成27年3月2日建政一1900)によるものとする。</u> (3)～(12) (略)	秋田県一般競争入札公告 4 入札手続等 (1) 担当部局 ア 略 イ 設計図書に関する事項 郵便番号010- <u>8570</u> 秋田市山王4-1-2 秋田県〇〇地域振興局総務企画部総務経理課 電話018-860-〇〇〇〇 (2)～(6) 略 5 その他 (1) (略) (2) 見積内訳明細書の提出 入札者は、第1回の入札に際し、 <u>数量、単価及び金額を明らかにした見積内訳明細書(設計図書における本工事費内訳書に準じた内容のものとする。)</u> を提出すること。 <u>なお、見積内訳明細書は、参考資料として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。</u> _____ (3)～(12) (略)
入札説明書 1 担当部局 (1) (略) (2) 設計図書に関する事項 郵便番号010-0951 秋田市山王4-1-2 秋田県〇〇地域振興局総務企画部総務経	入札説明書 1 担当部局 (1) (略) (2) 設計図書に関する事項 郵便番号010-8570 秋田市山王4-1-2 秋田県〇〇地域振興局総務企画部総務経

秋田県一般競争入札実施要綱の一部改正について

秋田県一般競争入札実施要綱（平成 7 年 3 月 3 0 日監－ 1 7 2 6）の一部を次のとおり改正する。
（新旧対照表のとおり）

（平成 2 7 年 3 月 2 5 日 建政－ 2 0 5 0 一部改正（平成 2 7 年 4 月 1 日から適用）

秋田県一般競争入札実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
（入札執行等） 第 1 2 条 （略） 2・3 （略） 4 入札執行者は、第 1 回の入札に際し、入札参加者から見積内訳明細書を提出させるものとする。 _____ _____ _____ 5～7 （略）	（入札執行等） 第 1 2 条 （略） 2・3 （略） 4 入札執行者は、第 1 回の入札に際し、入札参加者から見積内訳明細書を提出させるものとする。 <u>なお、見積内訳明細書は、設計書における本工事内訳書に準じた内容で提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。</u> 5～7 （略）

入札時における見積内訳明細書の取扱い及び入札参加資格確認時における配置技術者の資格確認の取扱いの見直しに伴う入札契約関係要綱等の改正について

1 改正理由

県が発注する一部の建設工事と建設コンサルタント業務等の入札においては、入札参加者に対し、入札金額の内訳を記載した見積内訳明細書の提出を求めているところであるが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正に伴い制定した「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」（平成27年3月2日建政-1900。以下「新要領」という。）【別添1】が、平成27年4月1日から施行することとなっている。

また、国においては、建設業法に基づく技術検定合格者の確認方法について、技術検定合格後、合格証明書の受領までの期間は、指定試験機関が通知する合格通知書の確認で足りるものとし、各都道府県等においても同様の取扱いとするよう、国土交通省大臣官房技術調査課長から「建設業法に基づく技術検定合格者の確認について」（平成27年1月8日国官技第208の2号。以下「国通知」という。）【別添2】により要請があったところであり、国通知に基づき、県発注工事の入札参加資格確認時における配置技術者の資格確認の取扱いを改める必要がある。

このため、秋田県一般競争入札実施要綱（平成7年3月30日監-1726）その他入札契約関係要綱等を改正する必要がある。

2 改正内容

- (1) 秋田県一般競争入札実施要綱（平成7年3月30日監-1726）において、見積内訳明細書の取扱いについては新要領によることとする。
- (2) 秋田県一般競争入札実施要綱の運用方針（平成7年3月30日監-1726）において、資格確認資料の添付書類に合格通知書を加えることとする。
- (3) 条件付き一般競争入札実施要綱の運用について（平成19年3月29日建管-2422）において、見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者の入札又は提出された見積内訳明細書に不備がある場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者の入札を無効とすることに伴い、低入札価格調査制度を適用する工事のうち失格判断基準を適用するものにおける低入札価格調査の手順を改めることとする。
- (4) 条件付き一般競争入札公告文例その他入札契約関係要綱等において、新要領の施行等に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

改正後の入札契約関係要綱等の規定は、平成27年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事等から適用することとする。

※配置技術者の資格確認の取扱いの見直しに係る施行期日については、国通知の発出日（平成27年1月8日）ではなく、営業所の専任技術者の証明書類の取扱い等について定める建設業許可事務ガイドライン（平成13年4月3日国総建97号）の一部改正の施行日（平成27年4月1日）とするもの。